

酒田市犯罪被害者等見舞金支給要綱

(趣旨)

第1条 この告示は、酒田市犯罪被害者等支援条例（令和6年条例第11号）第13条の規定に基づく支援として実施する、犯罪被害者等が受けた被害からのいち早い回復及びその後の生活維持を図るための酒田市犯罪被害者等見舞金（以下「見舞金」という。）に関し、酒田市補助金等交付規則（平成17年規則第53号）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この告示において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 犯罪行為 犯罪被害者等給付金の支給等による犯罪被害者等の支援に関する法律（昭和55年法律第36号）第2条第1項に規定する犯罪行為をいう。
- (2) 犯罪被害 犯罪行為による死亡又は重傷病をいう。
- (3) 犯罪被害者 犯罪被害を受けた者をいう。
- (4) 重傷病 負傷又は疾病に係る身体の被害であって、当該負傷又は疾病の療養の期間が1月以上で、かつ、病院に3日以上入院することを要するもの（疾病が精神疾患である場合にあっては、療養の期間が1月以上で、かつ、3日以上労務に服することができない程度であるもの）をいう。

(見舞金の支給)

第3条 市長は、犯罪行為により死亡した犯罪被害者の遺族又は犯罪行為により重傷病を負った犯罪被害者に対し、予算の範囲内で見舞金を支給する。

- 2 見舞金の対象となる犯罪行為は、警察に被害が認知されており、かつ、当該認知の事実を警察等の関係機関への照会等により市長が確認できることを要件とする。

(見舞金の種類及び額)

第4条 見舞金の種類は、次の各号に掲げるとおりとし、その額は、それぞれ当該各号に定める額とする。

- (1) 遺族見舞金 30万円（重傷病見舞金の支給を受けた者が死亡した場合（当該重傷病見舞金の支給に係る被害に起因して死亡した場合に限る。）にあっては、20万円）

(2) 重傷病見舞金 10万円

(見舞金の支給対象者)

第5条 遺族見舞金の支給対象者は、次の各号のいずれかに該当する者とする。ただし、当該犯罪被害に係る犯罪行為が行われたときにおいて、本市の住民基本台帳に記録されている者（以下「市民」という。）又はそれに準ずる者として市長が適当と認める者に限る。

(1) 犯罪被害者の配偶者又は犯罪被害者と婚姻の届出をしていないが、事実上婚姻関係と同様の事情にあった者若しくは犯罪被害者とパートナーシップ宣誓（酒田市パートナーシップの宣誓の取扱いに関する要綱（令和5年告示第169号）第2条第3号に規定する宣誓又は山形県パートナーシップ宣誓制度実施要綱第2条第3号に規定する宣誓をいう。）を行った者

(2) 犯罪被害者の収入によって生計を維持していた犯罪被害者の子、父母、孫、祖父母及び兄弟姉妹（子については、縁組の届出をしていないが、事実上養子縁組関係と同様の事情にあった場合を含む。以下同じ。）

(3) 前号に該当しない犯罪被害者の子、父母、孫、祖父母及び兄弟姉妹

(4) 前3号に掲げるもののほか、市長が支給対象者と認めた者

2 遺族見舞金の支給を受けるべき遺族の順位は、前項各号の順序とし、同項第2号及び第3号に掲げる者のうちにあつては、それぞれ当該各号に掲げる順序とし、父母については、養父母を先とし、実父母を後とする。ただし、当該遺族間での協議において代表者を決定した場合は、その代表者（同項各号に掲げる者に限る。）を第一順位の遺族とすることができる。

3 重傷病見舞金の支給対象者は、犯罪被害者とする。ただし、当該犯罪被害に係る犯罪行為が行われたときにおいて市民であつた者又はそれに準ずる者として市長が適当と認める者に限る。

4 前項の規定にかかわらず、犯罪被害者が、未成年者又は当該犯罪被害による負傷若しくは疾病などにより申請が困難と認められる場合は、第1項各号のいずれかに該当する者が、犯罪被害者の代理人として申請し、支給を受けることができる。

5 第2項の場合において遺族見舞金の支給を受けるべき同順位の遺族が2人以上あるとき、その1人に対して行った遺族見舞金の支給及び第3項の場合において代理人としての親族の1人に対して行った重傷病見舞金の支給は、全員に対してなされたものとみなす。

(見舞金の支給制限)

第6条 市長は、次の各号のいずれかに該当する場合には、見舞金を支給しな

いことができる。

- (1) 犯罪行為が行われたときにおいて、犯罪被害者又は第一順位遺族と加害者との間に親族関係（事実上の婚姻関係やパートナーシップの関係を含む。）がある場合。ただし、婚姻を継続し難い重大な事由が生じていた場合、その他の当該親族関係が破綻していたと認められる事情がある場合については、この限りでない。
- (2) 犯罪被害者又は第一順位遺族に、当該犯罪行為を教唆し若しくはほう助する行為をし、過度の暴力行為若しくは脅迫行為を行い、重大な侮辱等当該犯罪行為を誘発し、又はその他当該犯罪行為に関連する著しく不正な行為をするなど、その責めに帰すべき行為があった場合
- (3) 犯罪被害者又は第一順位遺族が、酒田市暴力団排除条例（平成24年条例第10号）第2条第2号に規定する暴力団員又は同条第3号に規定する暴力団員等である場合
- (4) 犯罪被害者が、当該犯罪行為を容認していた場合
- (5) 前各号に掲げる場合のほか、犯罪被害者又は第一順位遺族と加害者との関係、その他の事情から判断して、見舞金を支給することが社会通念上適切ではないと認められる場合

（見舞金の支給申請）

第7条 遺族見舞金の支給の申請をしようとする者（以下この項において「申請者」という。）は、酒田市犯罪被害者等見舞金（遺族見舞金）支給申請書（様式第1号）に次に掲げる書類を添えて、市長に提出しなければならない。

- (1) 犯罪被害者の死亡診断書、死体検案書その他当該犯罪被害者の死亡の事実及び死亡の日を証明することができる書類又はその写し
- (2) 犯罪被害者が、犯罪行為が行われたときにおいて市民であったことを確認することができる住民票の写し又は戸籍の附票の写し
- (3) 申請者が、犯罪行為が行われたときにおいて市民であったことを確認することができる住民票の写し又は戸籍の附票の写し
- (4) 申請者の氏名、生年月日、本籍及び犯罪被害者との続柄を確認することができる戸籍の謄本又は抄本その他のこれらを確認することができる書類
- (5) 申請者が犯罪被害者と婚姻の届出をしていないが、犯罪被害者の死亡の当時事実上婚姻関係と同様の事情にあった者であるときは、その事実を確認することができる書類
- (6) 申請者が犯罪被害者とパートナーシップの関係にあった者であると

きは、その事実を確認することができる書類

- (7) 申請者が犯罪被害者の配偶者（婚姻の届出をしていないが、犯罪被害者の死亡の当時事実上婚姻関係と同様の事情にあった者又はパートナーシップの関係にあった者を含む。）以外の者であるときは、犯罪被害者の第1順位遺族であることを証明することができる書類
- (8) 申請者が第5条第1項第2号に規定する者であるときは、犯罪行為が行われたときにおいて犯罪被害者の収入によって生計を維持していた事実を確認することができる書類
- (9) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認める書類

2 重傷病見舞金の支給の申請をしようとする者（以下この項において「申請者」という。）は、酒田市犯罪被害者等見舞金（重傷病見舞金）支給申請書（様式第2号）に次に掲げる書類を添えて、市長に提出しなければならない。

- (1) 申請者が重傷病を負った年月日及びその状態並びに療養に要する期間に関する医師の診断書又はその写し
- (2) 申請者が、犯罪行為が行われたときにおいて市民であったことを確認することができる住民票の写し又は戸籍の附票の写し
- (3) 前2号に掲げるもののほか、市長が必要と認める書類

3 前2項の申請について、やむを得ない事情によりそれぞれ法定代理人又は第5条第1項各号に規定する親族関係にある者等が代理人として申請する場合は、法定代理人であることを証明する書類又は犯罪被害者との続柄を確認することができる戸籍謄本若しくは抄本その他のこれらを確認することができる書類を申請書に添えるものとする。

（見舞金の支給申請の期限）

第8条 前条の規定による支給申請は、犯罪被害を知った日から2年を経過したとき、又は犯罪被害があった日から7年を経過したときは、することができない。

2 前項の規定にかかわらず、当該犯罪行為の加害者により身体を自由を不当に拘束されていたことその他のやむを得ない理由により同項に規定する期間を経過する前に支給申請をすることができなかつたときは、その理由のやんだ日から6月以内に限り、支給申請をすることができる。

（見舞金の支給の決定等）

第9条 市長は、支給申請があつたときは、警察等関係機関の意見を聴いた上で、見舞金の支給の可否を決定し、当該決定の内容を酒田市犯罪被害者等見舞金支給決定通知書（様式第3号の1）又は酒田市犯罪被害者等見舞金不支給決定通知書（様式第3号の2）により当該支給申請をした者に通知するも

のとする。

(見舞金の支給の請求)

第10条 前条の規定により見舞金の支給の決定を受けた者は、市が指定する請求書を市長に提出することにより見舞金の支給を請求するものとする。

(見舞金の支給の取消し及び返還)

第11条 市長は、次の各号のいずれかに該当するときは、見舞金の支給の決定を取り消し、その返還を命ずるものとする。

- (1) 偽りその他不正な手段により、見舞金の支給を受けたとき。
- (2) 第6条各号に該当することが判明したとき。
- (3) 前2号に掲げるもののほか、見舞金等の支給決定を取り消すことが適当であると認めるとき。

2 前項の規定による支給の決定の取消し及び返還の命令は、酒田市犯罪被害者等見舞金支給決定取消通知書兼返還命令書(様式第4号)により行うものとする。

(その他)

第12条 この告示に定めるもののほか、見舞金の支給に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この告示は、令和6年4月1日から施行し、同日以降に発生した犯罪被害について適用する。